

Title	額面株式の額面最低限の法定について
Sub Title	On the amount of shares having par value
Author	米津, 昭子(Yonezu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.12 (1975. 12) ,p.1- 10
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19751215-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

額面株式の額面最低限の法定について

米 津 昭 子

- 一 はしがき
- 二 額面株式の額面についての沿革
- 三 商法二〇二条二項と額面引下げの適法性
- 四 額面の最低限を法定する意義
- 五 無額面株式と額面との関係
- 六 立法論

一 は し が き

商法は昭和四九年に株式会社の監査役制度を中心とする改正を行ったが、それに引続き現在もまたその改正が検討されている。このように商法改正が問題になると、定まつてその組上に上るのが、額面株式一株の金額の問題である。

今回も、法制審議会は「会社法改正に関する意見照会について」と題する書面によつて各方面の意見を求めているが、その中にも、額面株式の額面の最低金額を撤廃すべきか否か、また、額面株式の一株の最低金額を引上げるべきか否か等、株式

制度の改善策について質問がなされている。果して額面の最低限について法改正が必要であるか否か、本稿ではこの点にしばつて検討し、これについていささか私見をのべてみたい。

二 額面株式の額面についての沿革

この問題については、昭和二五年の商法改正以後、各方面よりくりかえし多くの議論がなされて来たが、結局法は改正されないまゝ今日に至つている。そこでこの問題を論ずるに先立ち、この点に関するこれまでの沿革並びに実状をみてみよう。

わが国では、額面株式一株の金額については、明治三二年の商法制定以来、その最低限を法定する立場に立つている。つまり、株式は額面株式のみに限られ、しかも株金について分割払込制を認めていた状況の下で、券面額の最低限は五〇円、但し一時に株金全額を払込む場合には二〇円とされていた(明治三二年法一四五条二項)。その後、昭和二三年の商法一部改正により分割払込制が廃止されたため(昭和二三年の商法一部改正)、額面は二〇円を最低限とすることに改められた(昭和二三年法二〇二条二項)。それが、昭和二五年の改正によつて、当時の貨幣価値その他の事情からみて二〇円ではあまりにも低く過ぎたこと、また、以前株式が一〇株単位で取引されていたものが、改正当時は一〇〇株単位で取引されていたという事情を反映して、五〇〇円に引上げられた。しかし、同改正法附則四項は、「この法律施行前に成立した株式会社は、既に発行した株式及びこの法律施行後発行する額面株式については、第二〇二条第二項の改正規定にかかわらず、改正前の同条同項の規定を適用する」と規定したため、従前の大部分の会社は、いぜんとして額面五〇〇円の株式を発行していた。法は、従来の株式会社が既存の額面五〇〇円未満の株式を五〇〇円以上の株式に変更する方法を用意し、「旧法によつて成立した株式会社は、額面五〇〇円未満の株式を額面五〇〇円以上の株式とするために、新法第三四三条に定める決議によつて、株式を併合することができる。この場合には、新法第三七七条から第三七九条までの規定を準用する」とした(改正法施行法一〇条二項)

が、この規定によつて認められた方法は、非常な手数と費用を要するだけでなく、株式併合には株券の提供(商三七七条)、新株券の交付(商三七八条)などのために一定期間株式の取引を停止しなければならないことから、この手続によつて額面の引上げをした例はほんの数社にすぎなかつた。⁽²⁾そののみか、改正法施行前に設立された会社が、改正法施行後、一旦額面を五〇〇円に引上げても、その後再び旧額面に引下げたり、改正法施行後に設立された額面五〇〇円の株式を有する会社も、その額面を引下げているものが多い。

改正法施行前に設立した会社で、一旦額面を五〇〇円に引上げた会社が額面を引下げるとは、株式分割の方法による(商二九三条ノ四)。これに対し、改正法施行後に成立した会社の場合は、額面の最低限は五〇〇円でなければならぬから、株式を分割して一株五〇円にすることはできないが、その会社を改正法施行前に設立された額面五〇円の株式を有する会社に吸収合併させるという形で行う。或いは、額面株式を無額面株式に変更した上、株式分割の方法によるのである。このような経緯で、昭和二五年の商法の改正によつて額面の最低限が五〇〇円とされてから今日まで既に二五年の年月を経たにも拘らず、今なお大多数の会社の額面は五〇〇円に統一されていないばかりか、かえつてその流れに逆行して額面の引下げを行つて額面五〇円としているものが多い。

(1) 昭和二五年の商法改正後も学界や実務界から額面引上げ論が高まつた。その主な理由は、貨幣価値の低落にかかわらず旧法の最低額面たる五〇円を維持することは著しく不均衡であり、株券の作成費用、印紙代、総会招集通知費用等を賄いきれない。その上、戦後数次の増資の結果として、莫大な株式が発行されたため、株式事務や配当事務の煩雑化を招き、会社事務を阻害するというのであつた。

この点に関する学会・実務界の論議については、曾野「商法改正の立法論的展開」会社実務協会編・商法改正の動向と基本問題五八頁以下に詳しい。

(2) この施行法による手続によつて額面額の引上げをした実例は東宝・東洋製罐・野沢石綿セメントの三社にとどまつた(曾野「商法改正の立法論的展開」会社実務協会編・商法改正の動向と基本問題五八頁)。

三 商法二〇二条二項と額面引下げの適法性

現行法上、額面株式一株の金額は五〇〇円を下ることを得ないとされているが(商二〇二条二項)、改正法施行後、一旦額面を五〇〇円に引上げた会社が、株式分割により額面を旧額面額に引き戻したり、或いは、改正法施行後に設立した会社が、額面引下げのためだけに、改正法施行当時に存在した会社に合併させることは適法であろうか。⁽¹⁾かかる額面引下げについての反対論者は、「改正法律施行法が、株主総会の特別決議によつて、既存の額面五〇〇円未満の株式を五〇〇円以上の株式に変更できる便宜を与えたのは(改正法律施行法二〇条二項)、額面の最低限を五〇〇円と定めた改正法の趣旨を可及的に維持することが目的であり、同項による株式の併合を行つた会社が、再び株式を分割して額面五〇〇円未満の株式とすることは、同項の予想していないところというべきである。また、改正法附則四号が改正法施行前に成立した会社に対し、額面引上げを免除しているのは、額面引上げによつて生ずる会社側の費用と労力の点における負担を考慮した趣旨にすぎず、決して改正法施行前に成立した会社なら、額面五〇円と五〇〇円との間を株式の分割と併合とを繰り返すことによつて、自由に往復できるという身勝手な特権を与えようとしたわけではない。しかも、額面の引上げは株主総会の特別決議で、額面の引下げは取締役会の決議でなしうるといふのは、いかにも奇妙な現象であり、その不当なことはいうまでもないであろう。……要するに、株式分割の方式による額面の引下げは改正法の趣旨に反するものではないかとも思われ、果して、これが認められて良いかどうか疑問である⁽⁴⁾。また、会社合併の方式による場合についても、「元来、商法の認める合併制度は、企業組織拡大を図るべく、企業合同を目的とするものである。しかるに、合併を必要とする本来の正当な理由がないのに、額面の変更を望んでいる会社が、改正商法施行前に成立した実体のない会社を買収して、これへの吸収合併の方法をとるようなことは、合併制度の趣旨に反するものであり、これは明らかに合併制度の濫用である。従つて、かかる会社合併の効力が認められるか

どう」か、また、その前提となる会社の買収行為が果して会社の目的の範囲内のものといえるかどうかは、多分に疑問であるとする。⁽⁵⁾

なるほど株式分割も、合併も、額面引下げのために規定したものでないことはいうまでもない。と同時に、改正法律施行法によつて株式を併合した会社が、再び株式を分割して額面を五〇〇〇円未満の株式とすることは、同施行法の予想していないところであつたといえるかもしれない。しかし、私は、昭和二五年改正法が、額面の最低限を五〇〇〇円としながらも、一面において「この法律施行前に成立した株式会社が既に発行した株式及びこの法律施行後発行する額面株式については、第二〇二条第二項の改正規定にかかわらず、改正前の同条同項の規定を適用する」(改正法附則4)とし、また同施行法でも「新法施行後に旧法によつて成立する株式会社発行する額面株式の金額については、旧法第二〇二条第二項の規定を適用する」(改正法律施行法一〇条一項)として、商法二〇二条二項について適用の例外を認めた点を重視しなければならぬと考える。何となれば、額面株式については、額面以下の発行は禁じられている(商二〇二条三項)ため、額面の最低限はそれを統一してこそ額面の最低限たる意味がある。それなのに、立法の動機はともあれ、かかる規定を、額面引上げと同じ時期に設けたことは、法自身、この額面最低限の引上げが、額面の最低限として統一されなことを当然に予想した筈だからである。するとこの規定は、昭和二五年改正法施行前に成立した会社におよび改正法施行後旧法によつて成立する会社については、従来通りの額面株式の発行を認めるといふ既得権を残したと解し得るのではなからうか。⁽⁶⁾なるほど同施行法にも、旧法によつて成立した会社が額面五〇〇〇円未満の株式を額面五〇〇〇円以上の株式にするための規定を置いてはいるが(改正法施行法一〇条二項)、これは旧法によつて成立した会社に与えた額面五〇〇〇円未満の株式を額面五〇〇〇円以上の株式にするための便法であり、この規定を、額面の最低限を五〇〇〇円と定めた改正法の趣旨を可及的に維持するための規定とは解し難い。このように解することとは、この規定が、同じ施行法の一項に続き二項に設けられていること、また、この規定が、「株式会社は……株式を併合す

ることができるとして、この点からも明らかである。すると、これらの会社にあつては、その後において額面を引上げても、再び元の額面まで戻すことをさまたげられていないものと解することができる。

(1) 東京証券取引所の上場株式についても、昭和三十七年を契機に、額面を引下げるケースが多い。この点については、星野「額面株式の額面額の変更」商事法務研究三七七号三頁以下に詳しい。

(2) この点について法務省は「商法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律一六七号）施行前に成立した株式会社が、同法施行第一〇条第二項の規定により額面五〇円の株式を併合し、額面五〇〇円の株式に変更登記を了したる後、額面五〇円とする株式分割による変更登記の申請は、商法の一部を改正する法律附則第四項の規定によつて受理してさしつかえないものと考えますが、疑義もありますので、何分の御回答賜りたく御伺いいたします」という札幌法務局民事行政部長からの照会に答えて「照会のあつた標記の件については、貴兄のとおり受理してさしつかえない」と回答している。昭和五十五年六月一八日付民事四四号民事局第四課長心得回答。

(3) 法務省はくりかえしその適法なことを述べている。昭和三十七年六月一三日付民事申第一五六三号民事局長回答、昭和三十七年七月二日付民事申第一八四三号民事局長電報回答。

(4) 阪埜「株式の額面変更について」綜合法学六卷一〇号六七頁。同旨・星野前掲五頁。

(5) 阪埜・前掲六七頁。

(6) 鈴木教授は「株金額の最低限を昭和二五年の改正法は五〇〇円に引上げたが、以前には二〇円以上とされ、多数の会社では一株五〇円としていたので、その引上げを強制するのは無理であると考え、改正法施行後設立する会社については五〇〇円以上を要求しつつ、施行前に成立した既存の会社については従前どおりでよいとした。しかしこのような会社も、欲すれば株主総会の特別決議により、たゞいその結果端株が生ずるような場合にも、その株式を併合して五〇〇円以上の株式とすることが認められる」とされ（新版会社法七九頁）、改正法施行後も一株五〇〇円の株式が存在することを肯定しておられるように思われる。

四 額面の最低限を法定する意義

このように、商法二〇二条二項が昭和二五年改正法施行前に成立した会社および同改正法施行後旧法によつて成立する会社について適用されないとすると、それらの会社が改正法通りの額面引上げをなすか否かはそれらの会社の随意である。しかしかしいかに法がこれらの会社に額面の引上げを強制せず、それらの会社の随意としても、額面引上げに合目的性があり、且

つ有利性があれば、会社は当然その方向に改正することになる⁽¹⁾。この点は、額面引上げの手続が煩雑であつても同様である。まして利益団体たる会社にあつては、そう考えることは当然である。すると、それらの会社の大多数が、これまで一般に行なわれていた額面五〇円の株式を維持し、額面五〇円の額面株式を発行している理由はどこにあるのかが問題である⁽²⁾。

昭和二五年の商法改正によつて、これまで額面の最低限は二〇円とされていたものが、一挙に五〇〇円に改正されたのは、当時の貨幣価値その他の事情から見て二〇円ではあまりにも低く過ぎたこと、また、以前株式が一〇株単位で取引されていたが、改正当時はその一〇倍の一〇〇株単位で取引されていたという事情が反映したと解されている⁽³⁾。そして額面の最低限を法定する理由は、一般公衆の零細な貯蓄を株式投機に散ずることがないよう防止することにあるとされる⁽⁴⁾。株式と貯蓄とを比較すれば、株式が企業に対する投資である以上、投機性を有することは否定できない。そして、額面の最低限を法定する理由がここにいる公衆の不当な投機の抑制にあるとすれば、法制定当時は十分その機能を果たした金額も、現在では現行法にいう五〇〇円でも、その機能は果し得ていないといわなければならない。そのことは、昭和四九年度一所帯当年間平均収入額は二百六万四千円であり、平均貯蓄保有額も二百二十五万二千円であることを明らかにであらう。この意味からすれば、現在では、額面の最低限が五〇〇円であらうと五〇円であらうとたいした違いはないといえる。

株式が民主化されている今日、大衆資金の吸収という見地からすれば、株金額をあまり高くすることは適當ではない。そうかといつて、会社の事務処理や株式取引の際の取扱の便宜という点からすれば、株金額があまり低額でも不適當である⁽⁵⁾。それならば法定の最低限はいくらに定めても問題でなく、それ以上で会社が適宜その株金額を定めればよい⁽⁶⁾と考えることもできるであらう。

しかも一般実務では、株式の単位である一株は、株式評価の基準にはなつていても、売買取引の単位や、新株を発行して資金を調達する場合の単位とはなつていない。つまり投資の単位としては、売買取引単位が経済情勢に合わせて認められてい

るし、資金調達単位としては、従来は額面発行だつたために、一株の額面金額が資金調達の単位であつたが、現在では時価発行であるため、一定の取引単位にまとめて募集されるので、一株は、資金調達の単位ともなつていない。⁽⁷⁾すなわち、取引実務では、流通市場、発行市場共にその時々々の経済情勢に応じた単位で資金が集められ、かつ投資が行われている。現在では、一株という単位は、株式評価の基準として機能しているだけで、売買取引の単位でも、資金調達の単位でもあり得ない。すると、株式を相互に比較するためには、できるだけそれぞれが均質であることが望ましいわけで、そこに現行法上額面の最低限が五〇〇円とされながら、実業界で五〇〇円の額面株式を好む理由がある。⁽⁸⁾

(1) 事実、昭和二五年の商法改正正当時は、改正法の適用を受けない会社も、その株式の金額を上げるだろうと一般に予想していた。大隅・大森教授も「額面株式の株金額の最低限度を五百円とする規定は、新法の施行期日たる昭和二六年七月一日以後に成立する会社についてのみ適用される。それ以前に成立している会社の株式は、右期日前にすでに発行されているものももちろん、その後発行する株式についても右の規定は適用なく、依然として旧規定が適用される。ただ新法の施行を契機に漸次一株の金額が実際上五〇〇円を常態とする方向に向うことが予想される。すなわち、新规定の適用を受けない会社においても、その株式の金額を五〇〇円に引上げることが希望するに至るであろうことは想像にかたくない」とされる(前掲一一一頁)。

(2) 松岡教授はその理由を「株式併合の手続期間中は株式取引が停止されること、かなりの費用を要することなどの理由で」とあると説明しておられる。注釈会社法(3)四五頁。

(3) 大隅・大森・逐条改正会社法解説一一〇頁、一一一頁。

(4) 大隅・大森前掲一一〇頁。判例では、法が最低額を定めた理由については、額面並に払込額の僅少なる株式を発行流通せしむるときは国家経済に不利を醸す」とされ(大阪控判明治四〇・二・八新商判集(一)七二二頁上七)、また「一は小資本の細民を保護し、一は投機熱の流行を防ぎ、又一は手段の煩雜を避くる」ためとされる(名古屋地決明治四三・二・九新商判集(一)七二二頁中九)

(5) 大隅・大森・前掲一一〇頁、加藤「商法二〇二条」服部ほか逐条判例会社法全書二三五〇頁。

(6) 大隅・大森・前掲一一〇頁。会社事務の簡素化と経費節減の見地から、額面の最低限を五千円にすべきであるとの立法論もある。松岡「額面株式と無額面株式」株式会社法講座(2)五一七頁、吉田「商法改正審議の状況」法律時報二七卷四号九二頁。

(7) 矢沢ほか「株式制度の改善策」商事法務研究七〇八号一二頁、一三頁。竹中発言。

(8) 矢沢ほか・前掲一三頁。竹中発言。

五 無額面株式と額面との関係

現行法では、会社は額面株式のほかは無額面株式の発行も認めている（商一九九条）。無額面株式制度が採用されたのは、額面株式は額面の最低限が法定され額面未滿の発行が禁止されているが（商二〇二条一項、二項、三項）、無額面株式にはこの制限が存在しないため、資金調達の便宜ということからである。ところで額面株式と無額面株式は、共に株式として全く平等均質に扱われているため、無額面株式制度の採用が、額面株式について額面を法定する意味をなくしてしまつたということが出来る。つまり、無額面株式の採用によつて、従来のように額面株式の券面額と発行済株式数を乗すれば資本の額が算出される関係はなくなつてしまつたし、無額面株式は、単に名目的な発行価額でも発行できるからである。また、株式を分割する場合でも、額面株式を分割するには額面による制約があるため、額面以下に分割することはできないが、その目的を達成するためには、無額面株式を追加発行することが考えられるからである。したがつて法が額面株式のほかは無額面株式を認めたことは、これによつて少くとも額面株式の最低限を法定する意義を希薄化してしまつたといえよう。

六 立法論

最近、会社法の改正に関し額、面株式の額面の最低金額をめぐつて、これを引上げようとする意見と、これを撤廃すべきであるとする意見とがある。⁽¹⁾しかし私は、このいずれにも改正すべきであるとは思わない。それは、以上に述べたように、額面株式の一株の最低限を法定する意味は、昭和二五年の商法改正を契機に変質したといえるからである。昭和二五年の改正の際に、額面株式一株の金額を最低五〇〇円としたが、昭和二五年の改正法施行前に成立した会社および同改正法施行後旧法によつて成立する会社についてはこれを強制せず、単に五〇〇円以上にするための株式併合の手續を認めたにすぎなかつた

こと、また、同じ昭和二五年の改正によつて、これまで認められていた額面株式のほかに、無額面株式を認めたためである。したがつて法が株式を額面株式に限定して額面を上げるか、無額面株式のみに限定して額面を撤廃するなら格別、額面株式のほかに無額面株式を認めながら、額面株式の方だけその額面引上げを強調しても無意味である。また、額面株式と無額面株式の両建を認めつつ、その両方に、株式資本の調達の便宜と不健全な零細投資の防止という二つの要請の調和するところで最低発行価額を法定すべしとする説もあるが、それは結局無額面株式制度の否定につながる賛成し得ない。

思うに、額面の引上げを強制するには、国家的見地からみて特に零細投資を禁止するだけの理由がなければならぬはずである。が、それが単に会社の事務を簡素化するためだけならば、各会社の自由にゆだねればよく、法を以て額面引上を強制すべき理由はないと考えられる。その上、もともと額面金額は、会社の規模との関係が問題であるから、この意味でも株式の券面額は、各会社の自治に任せることが妥当であると思う。

このように考えると現行商法一九九条は、「会社は額面株式若は無額面株式又は其の双方を発行することを得」と規定し、会社が額面を引上げて額面株式のみを発行することも、また無額面株式を発行することも、またその両者を発行することも認めているので、その意味では、会社の規模や現状にあわせて、各会社が対扱できる現行法は、実に妙味に富んだ立法だとい得る。

それ故私は、この規定についての改正は必要ないと考えるのである。

(一) 矢沢ほか前掲四頁、五頁。

(二) 矢沢ほか前掲一、二頁。